

21 時区第 21号
平成21年7月17日

各 位

時津町長 平 瀬 研
(公印省略)

時津中央第2土地区画整理事業の事業計画の変更案の縦覧について

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、土地区画整理事業に対しましては、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年5月の地元説明会及び区画整理だよりNo.19号(平成20年6月13日)でお知らせしておりました、浜田地区墓地(丸墓)周辺の区画道路の見直しを含めた事業計画の変更の手段として、事業計画の変更案の縦覧を下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

なお、事業計画の変更案の主な内容については、事業計画変更設計図(PDF)をご覧ください。

記

1. 縦覧期間 平成21年7月30日(木)から平成21年8月12日(水)まで
※期間中は土曜日・日曜日も縦覧を行います。
2. 縦覧時間 午前8時45分から午後5時30分まで
3. 縦覧場所 時津町役場 区画整理課(役場第2庁舎3階)

【縦覧の手段について】

事業計画の変更案を、2週間公衆の縦覧に供し(皆様にお見せし)、この変更案に対して意見がある方は、平成21年7月30日から平成21年8月26日までに、長崎県知事あてに意見書を提出することができます。

意見書が提出された場合は、長崎県都市計画審議会に付議され、意見書の内容を審査して、採択か不採択を決定することになります。その結果、採択の場合は必要な修正を行い再度縦覧に供することになります。

○ 時津中央第2土地区画整理事業 事業計画の変更の主な内容

※事業計画変更設計図（PDF）をあわせてご参照ください。

1. 浜田地区墓地（丸墓）周辺の区画道路等の変更
墓地周辺の区画道路の形状を変更するもの。
 - 区画道路6-13号線の変更
 - 区画道路6-14号線の変更
 - 区画道路6-15号線の変更
 - 区画道路6-16号線の変更及び歩行者専用道路4-5号線の廃止
 - 区画道路6-37号線の新設及び区画道路4-10号線の廃止

2. 小島田地区（丸墓の南側）の区画道路等の変更
宅地背割りの高低差を解消し、一方向からの宅地利用とするもの。
 - 区画道路6-17号線の変更
 - 区画道路6-18号線の変更
 - 区画道路6-19号線の変更
 - 歩行者専用道路4-6号線の変更
 - 歩行者専用道路4-7号線の変更

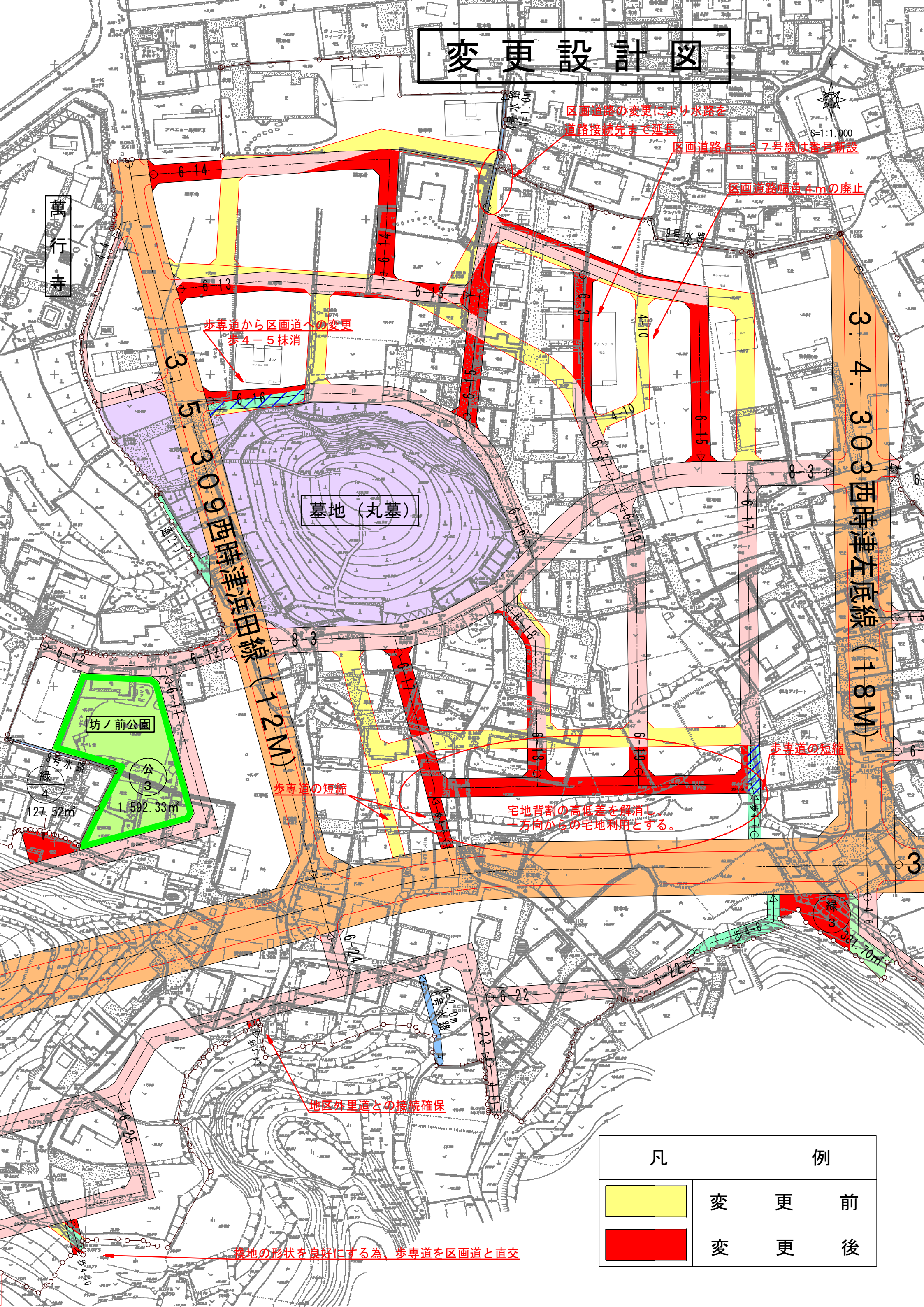
3. 区画整理地区外への接道（歩行者専用道）の変更と新設
 - 歩行者専用道路4-10号線の変更
 - 歩行者専用道路4-13号線の新設

4. 緑地の変更と新設
 - 3号緑地の変更 133.78㎡→381.70㎡
 - 4号緑地の新設 127.52㎡

5. 水路の変更
 - 区画道路6-14号線の変更に伴う4号水路の延長

別添「事業計画変更設計図（PDF）」

変更設計図



萬行寺

歩専道から区画道への変更
歩4-5抹消

区画道路の変更により水路を
道路接続先まで延長
区画道路6-37号線は番号新設
区画道路幅員4mの廃止

墓地(丸墓)

309西時津浜田線(12M)

3.4.303西時津左底線(18M)

坊ノ前公園

8号水路
緑4
127.52m²

公3
1,592.33m²

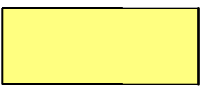

歩専道の短縮

宅地背割の高低差を解消し、
一方向からの宅地利用とする。

歩専道の短縮

地区外里道との接続確保

用地の形状を良好にする為、歩専道を区画道と直交

凡	例
	変更前
	変更後